

1 はじめに

いじめとは、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（「いじめ防止対策推進法（以下、（法）」）第2条）。けんかやふざけ合いであっても、好意で行った行為でも、相手が苦痛を感じた場合は同様に判断する。

「いじめほどの児童にも、どの学校においても起こり得るものであること」また、「だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであること」「いじめは人間として絶対に許されないこと」という認識のもと、教育委員会、学校、その他の機関及び関係者と連携を図り、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組む。

2 いじめ防止のための取り組み

経営スローガン「山辺大好き 学校大好き 友だち大好き」（自分大好きをベースに）のもと、「大好き」を「大切にする」と捉え、健全な自尊感情の育成を目指しながら、自分を、友達を、学校を、地域を大切にできる児童の育成に繋がる教育活動を展開する。

(1) 教職員による指導について

- ① いじめの態様、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議等で教職員全員の共通理解を図っていく。
- ② 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めると共に、友達との学びを通して、互いの存在をかけがえのないものとして認められるようにする。
- ③ 教育活動全体を通して、児童同士が共感的な人間関係になるように働きかけ、一人一人の居場所がある学級づくりをめざす。
- ④ 休み時間や放課後など、教職員の目が届かない死角が生まれないように、児童の活動の把握に常に務める。

(2) 児童生徒に培う力とその取り組み

① 児童に培う力

- ・ コミュニケーション力
- ・ 学習規律
- ・ 他人の気持ちを共感的に理解できる心
- ・ 自他の存在を認め、尊重する態度
- ・ 自己有用感や自己肯定感
- ・ 困難を乗り越える力
- ・ 相談したりSOSを出したりするスキル

② 力を育てる取り組み

- ・ 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進
- ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりと居場所がある学級づくり
- ・ 縦割り班活動、ピアサポート活動などの、異年齢集団づくり
- ・ 児童会スローガンに基づく児童による学校づくり
- ・ 運動会、宿泊学習など、目標達成に向けて取り組むような場の設定
- ・ 祖父母学級、町探検、農家見学など、地域や地域の人々と関わり合いながら学ぶ場づくり
- ・ ソーシャルスキルに関する学習の日常化

(3) いじめ防止のための組織（法22条：必置）と具体的な取り組み

① いじめの防止対策委員会の設置（年2回開催、7月・2月）

- ・ 校内職員：校長、教頭、教務主任、かかわる力支援部長、各学年主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター
- ・ 校外関係者：人権擁護委員、主任児童委員、PTA会長、山辺町教育相談員

- ② いじめの防止対策委員会の取り組み
 - i 学校基本方針に基づく取り組みを計画・実行し、検証を行う。
 - ii いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。
 - iii いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - iv いじめの情報があった時、情報の共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定と、関係機関や保護者との連携を組織的に行う。

(4) 児童の主体的な取り組み「子供たちが自分たちでより良い山辺小を創る」

児童会活動を通して望ましい人間関係を形成し、児童一人一人が進んで考え、協力して取り組もうとする自主的、実践的な態度を育て、学校生活をより楽しく豊かなものにできるように支援していく。

具体的には、代表委員会を中心に全校生で話し合っ決めて決める児童会スローガン、計画委員会による毎朝のあいさつ運動、集会委員会による縦割り活動の企画、体育委員会企画運営のドッジボール大会や長縄大会などを通じ、学校生活を楽しく豊かにするとともに、自分たちの手で活動できたという充実感や達成感をもたせていくなかで、健全な自尊感情を育み、自分を、他人を大切にできる児童に育てていく。

(5) 保護者や地域との連携

- ① 学校だより、懇談会、家庭訪問等をして「山辺小学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性を広めながら緊密な連携協力体制を図っていく。
- ② 児童と保護者を対象に、インターネットの危険性といじめの問題について研修する機会を設け、保護者と連携した対策を推進する。

3 早期発見のために

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ① いじめは、大人が気付きにくい形で行われることを認識し、児童が示す小さな変化を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、子供を語る会、学年主任会、日常の情報交換の場で情報共有を行い、いじめを早期に発見するよう努める。
- ② 定期的なアンケート調査（6月、10月）と子ども面談、日頃の行動の見とりから個別の状況把握に努める。また、児童が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努める。
- ③ 休み時間や放課後の児童の様子に目を配ったり、教職員と児童の間で行われる日常会話の中から交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。

(2) 組織的相談体制

- ① 児童の小さな変化を見逃さず、担任や担当者が情報の共有を行い、必要に応じてケース会議を招集し、小回りのきく相談体制を維持していく。
- ② 児童の相談に対して、担当者が「大したことではない」「それはいじめではない」と独断せず、児童の相談を受け止めた上で、複数の目でチェックし判断するようにする。
- ③ 相談機関窓口の利用・活用について、機会あるごとに保護者に情報を発信していく。

(3) 保護者や地域からの情報の拾い上げ

保護者や地域からの情報にはていねいに対応し、必要に応じてすぐ調査し、その結果を知らせることなどを通し、より信頼される連携体制を構築する。

4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

(1) 素早い事実確認・報告・相談・対応

いじめの発見・報告を受けた場合（疑わしい状況も含む）には、速やかに校内委員会を立ち上げ、動く。

① 客観的な事実関係をつかむ

- ・関係児童について、手分けして、同時に事情を聴く（担任だけで対応しない）
- ・当事者だけで分からなければ、周りの児童にも聴く

- ・聴取した内容を照合し、矛盾点は、再度聴取する。
 - ・全体像を把握した後、本人も含め、当事者と事実関係を確認する
- ② 対応策の協議
- ・被害児童の安心・安全を保障し、守ることを被害児童に伝える。
 - ・被害児童保護者に対応策を伝え、今後の対応について了解を得、共通理解を図る。
- ③ 被害児童への支援
- ・確認した事実や加害児童への対応内容、並びに引き続き安心・安全が守られるようにしていくことを伝える。
- ④ 被害児童保護者への報告
- ・確認した事実やその後の対応についてその日のうちに報告するとともに、その後の児童の様子に注意し、些細なことでも相談するように伝える。
- ⑤ 加害児童の指導
- ・いじめの非に気づかせ、被害児童の心の痛みを共感できるように働きかける。また、再発を防ぐための方策を共に考える
- ⑦ 保護者への協力要請・助言
- ・いじめの事実を伝え、家庭での指導と見守りを要請する。
- ⑧ 謝罪の場を設ける
- ・被害児童および加害児童を同席させ、被害児童に対し加害児童に謝罪と反省を示させる。
- ⑨ 学級・学年・全校児童への指導
- ・被害児童及び保護者の了解を得て、学級・学年・全校児童へのいじめ再発防止に向けた指導を行う。
- ⑩ 継続的な見守り
- ・いじめが終息しても、被害児童及び保護者と定期的な話し合いをもつ。
 - ※ ア いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
 - イ 被害児童が心身の苦痛を感じないこと
 - 継続的な見守りにおいて、アイを満たしたときいじめの解消と捉える。
- ⑪ 事実確認の結果は、山辺町教育委員会に報告するとともに、再発防止に努める。
- (2) 教育的諸課題から特に配慮が必要な児童について
- ① 発達障がいを含む、障がいのある児童が関わるいじめについては、個別の教育支援計画や個別の指導計画等を活用しながら教職員全体で共通理解を図り、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた上でより適切な指導及び支援を行う。
- ② 海外から帰国した児童や外国人の児童については、言語や文化の違いから学校での学びに困難を抱えていることが多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることのないよう、当該児童に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ③ 性同一性障害等に係る児童に対するいじめを防止するために、まずは教職員自らが「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」（文部科学省）等の資料を活用しながら、正しい理解に努める。
- (3) ネットいじめへの対応 等
- ① ネット上に名誉毀損やプライバシー侵害、不適切な書き込みがあったとき、被害の拡大を避けるため、プロバイダに連絡し直ちに削除する措置をとる。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに山形警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ② 携帯ゲーム機、SNS、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、大人の目に触れにくく発見しにくいいため、情報モラル教育の推進と保護者も含めた研修会を実施する。

5 重大事態（疑いがあると認められるときも含む）への対処

(1) 重大事態とは（法 28 条①）

いじめにより、当該児童に「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じたり、「相当の期間（年間 30 日を目安・一定期間連続して）学校を欠席」するのを余儀なくされたりした場合。また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し立てがあった場合。

(2) 重大事態対応

重大事態が生じた、あるいは疑いがあると校長が判断した場合は、速やかに山辺町教育委員会に報告する。SCを含み、同教育委員会の指導・助言のもと、被害児童への対応や保護者との連携を図っていく。また、「山辺町いじめ問題専門委員会」の指導のもと対応策をとっていく。

(3) 外部機関（市町村教育委員会、警察等）との連携 等

重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、山辺町教育委員会、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」のほか、必要に応じて山形警察署、児童相談所、と連携を図りながら進めていく。

6 教育相談体制・生徒指導体制・校内研修計画

	教育相談	生徒指導	校内研修	備考
4月	子どもを語る会 (随時)	ケース会議 (随時)	山辺小いじめ防止基本 方針の周知	
5月				
6月	8 Q-Uテスト 1回目(2~6年)	いじめアンケート 調査①		
7月		アンケート①を受けて、 聞き取り→対応		1 いじめ防止対策 推進委員会①
8月	29~31 子ども面談		いじめ対策研修会① (生徒指導6月研修報告)	
9月	1~22 子ども面談			
10月	27 Q-Uテスト 2回目(全学年)	いじめアンケート 調査②		
11月		アンケート②を受けて、 聞き取り→対応		
12月			いじめ対策研修会② (生徒指導10月研修報告)	
1月				25 いじめ防止対策 推進委員会②
2月				
3月	↓		↓	

7 取組の改善を図るために

- (1) 取組の実施状況について学校評価に位置付ける。
- (2) いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組状況を客観的に振り返り、改善を図っていく。
- (3) 校内におけるいじめの防止等に対するPDCAサイクル 等

8 その他

- (1) 地域や家庭との連携
学校だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取り組み、学校評価の結果等についてお知らせし、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。
- (2) 社会参画活動、縦割り活動による自己有用感、自己肯定感の育成
地域行事への積極的参加、縦割り兄弟学級による異年齢交流等を通し、児童の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの問題の未然防止に努める。
- (3) 校務の効率化
教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。
- (4) 長期休業明けのスムーズな開始に向けて
長期休業明けに登校しぶりが多発する傾向があるため、過去にいじめの被害に遭った児童及び不安傾向の強い児童については、休業中に連絡をとり、不安解消に努める。
- (5) 記録の引継ぎ
いじめ事案や人間関係のトラブルの記録を引き継ぎ、学級編制、学級指導等の参考にする。